

肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱

	平成30年12月26日付け	30農畜機第5262号
一部改正	令和3年3月31日付け	2農畜機第7455号
一部改正	令和4年10月7日付け	4農畜機第3894号
一部改正	令和5年3月23日付け	4農畜機第7060号
一部改正	令和5年7月10日付け	5農畜機第2431号

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条の規定に基づく肉用牛についての交付金（以下「交付金」という。）の交付に関する制度（以下「肉用牛肥育経営安定交付金制度」という。）に係る業務の円滑な実施を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号）第253条第1項第3号及び肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号。以下「交付要綱」という。）第6の2の規定に基づき、当該業務に係る事務の一部をこの要綱の定めるところにより畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号）第4条第3号の規定に基づき農林水産大臣が指定する者（以下「積立金管理者」という。）に委託するものとする。

第2 委託事務

委託する事務は、次に掲げる事務とする。

- 1 交付要綱第4の1の（3）のウにより登録を受けた者（以下「登録生産者」という。）等に対する肉用牛肥育経営安定交付金制度の内容、事務手続き等に係る推進会議の開催
- 2 肉用牛肥育経営安定交付金制度に関する普及及び啓発
- 3 登録生産者等に対する調査
- 4 肉用牛の生産者等に対する指導
- 5 登録生産者が交付要綱に基づき提出する交付金の交付に係る申請書等の内容の確認、個体登録台帳の管理及び登録生産者への通知
- 6 5の内容の機構への報告
- 7 その他交付金の交付を円滑に実施するための業務

第3 委託依頼

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、第2の委託事務（以下「委託事務」という。）に係る初年度の委託費の限度額及び委託の期間を示した委託依頼書により積立金管理者に委託を依頼するものとする。なお、次年度以降は、毎年度、委託事務を

受託した積立金管理者に委託費の限度額を通知するものとする。

第4 事務の委託

積立金管理者は、委託事務の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

第5 委託の承諾等

- 1 積立金管理者は、この要綱の定めるところにより委託事務を受託しようとするときは、別紙様式第1号による受託承諾書を理事長に提出するものとする。
- 2 積立金管理者は、委託事務を受託した年度の次年度以降は、第3のなお書の通知を受けて、別紙様式第2号による実施計画書を理事長に提出するものとする。

第6 委託費の支払

理事長は、積立金管理者が委託事務を実施するために必要な経費として、限度額の範囲において委託費を支払うものとする。

第7 委託費の請求

積立金管理者は、第6の委託費を請求しようとするときは、年度ごとに、翌年度の4月20日までに別紙様式第3号による委託費実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、委託の期間の最終年度においては、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。第8により委託費の概算払を受けた場合も同様とする。

第8 委託費の概算払

- 1 理事長は、必要があると認めるときは、第6に規定する委託費について、概算払をすることができるものとする。
- 2 積立金管理者は、1の規定により概算払を受けようとするときは、別紙様式第4号による委託費概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第9 委託費の返還

理事長は、第6の委託費に係る積立金管理者の支出が適当でないと認めた場合は、積立金管理者に対し、委託費の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した委託費の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

第10 交付対象頭数等の報告

積立金管理者は、第2の6の機構への報告のうち、各月の交付対象

頭数等について、各月の翌々月の１３日までに、別紙様式第５号による交付対象頭数等報告書を理事長に提出するものとする。ただし、機構が提出期限を別途指定した場合は、この限りでない。

第１１ 報告及び調査

機構は、必要があると認めたときは、積立金管理者に対し、委託事務の実施状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

第１２ 帳簿等の整備保管

- 1 積立金管理者は、委託事務に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、年度ごとに、その翌年度から起算して５年間とする。
- 2 前項に基づき整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第１３ 委託の解除

- 1 理事長は、積立金管理者が農林水産大臣から積立金管理者の指定を解除された場合には、事務の委託を解除するものとする。
- 2 １の規定により事務の委託を解除するときは、第７の規定に準じ精算するものとする。

第１４ 秘密の保持等

- 1 積立金管理者は、この委託事務に関して知り得た業務上の秘密を委託の期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
- 2 機構と積立金管理者は、１の詳細について、別途機密保持契約を締結するものとする。

第１５ 機構による契約の公表

積立金管理者は、本委託事務の名称、概要、委託金額、積立金管理者の名称、住所等を機構が公表することに同意するものとする。

附 則

この要綱は、平成３０年１２月３０日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日付け２農畜機第７４５５号）

この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月７日付け４農畜機第３８９４号）
この要綱の改正は、令和４年１０月７日から施行する。

附 則（令和５年３月２３日付け４農畜機第７０６０号）
この要綱の改正は、令和５年３月２３日から施行する。

附 則（令和５年７月１０日付け５農畜機第２４３１号）
この要綱の改正は、令和５年７月１０日から施行する。

(別紙様式第 1 号)

肉用牛肥育経営安定交付金制度業務受託承諾書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

年 月 日付け 農畜機第 号をもって依頼があった
肉用牛肥育経営安定交付金制度に係る事務委託については、下記の実施計画に
より、肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱第 5 の規定に基づき、受託
します。

※また、肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱第 2 の業務の一部を委
託して実施するので、申請します。

(※ 再委託がある場合のみ記載する。)

記

1 委託契約期間

年 月 日～ 年 月 日

2 初年度の実施計画（ 年 月 日～ 年 月 日）

項目	区 分	金 額	備 考
収 入	肉用牛肥育経営安定交付金 制度業務委託費	円	
	合 計	円	
支 出	肉用牛肥育経営安定交付金 制度業務経費	円	
	計	円	
	消費税 10%計	円	
	支出額合計	円	

注1 備考欄には費目ごとに算出基礎を記入すること。

注2 委託事務の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、備考欄に委託先を記載すること。

(別紙様式第 2 号)

肉用牛肥育経営安定交付金制度業務実施計画書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり業務を実施したいので、肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱第 5 の規定に基づき、提出します。

※また、肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱第 2 の業務の一部を委託して実施するので、申請します。

(※ 再委託がある場合のみ記載する。)

記

実施計画（ 年 月 日～ 年 月 日）

項目	区 分	金 額	備 考
収 入	肉用牛肥育経営安定交付金 制度業務委託費	円	
	合 計	円	
支 出	肉用牛肥育経営安定交付金 制度業務経費	円	
	計	円	
	消費税 10%計	円	
	支出額合計	円	

注 1 備考欄には費目ごとに算出基礎を記入すること。

注 2 委託事務の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、備考欄に委託先を記載すること。

(別紙様式第 3 号)

肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託費実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名
登 録 番 号

肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱第 7 の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。※なお、併せて委託費 円の支払を請求します。
(※精算額がある場合のみ記載する。)

記

1 収支実績報告書（ 年 月 日～ 年 月 日）

項目	区 分	金 額	備 考
収 入	肉用牛肥育経営安定交付金 制度業務委託費	円	
	合 計	円	
支 出	肉用牛肥育経営安定交付金 制度業務経費	円	
	計	円	
	消費税 10%計	円	
	支出額合計	円	

注1 備考欄には費目ごとに算出基礎を記入すること。

注2 委託事務の一部を委託して実施する場合は、区分ごとにその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、備考欄に委託先を記載すること。

2 支払額進捗管理表

区 分	金 額	備 考
承 諾 書 の 受 託 額	円	
実 績 額 ①	円	
既概算払受領額②	円	
精 算 請 求 額 ③ =①-②	円	

3 精算請求額の内訳

	請求額（税抜）	消費税	備考
合 計	円	円	
1 0 % 対 象	円	円	

4 振込金融機関名等

- （１）金融機関名
- （２）預金種別
- （３）口座番号
- （４）口座名義

(別紙様式第 4 号)

肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託費概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名
登 録 番 号

肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱第 8 の規定に基づき、下記のとおり概算金の請求をします。

記

1 請求額

金 額	円
-----	---

2 請求額の内訳

	請求額（税抜）	消 費 税	備 考
合 計	円	円	
1 0 % 対 象	円	円	

3 承諾書の受託額

受託額（税込）	円
---------	---

4 振込金融機関名等

- (1) 金融機関名
- (2) 預金種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

(別紙様式第 5 号)

年度 月期肉用牛肥育経営安定交付金に係る交付対象頭数等報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月期の肉用牛肥育経営安定交付金の対象頭数等について、下記
のとおり確認したので、肉用牛肥育経営安定交付金制度業務委託要綱第 10 の
規定に基づき、報告します。

記

- | | | | |
|---|---|------------------|----|
| 1 | 年 | 月期における交付対象登録生産者数 | 者 |
| | | (うち代理受領者数 | 者) |
| 2 | 年 | 月期交付金額 | 円 |
| | | (うち代理受領分 | 円) |

3 肉用牛肥育経営安定交付金の対象頭数及び額（ 年 月）

品種 区分	交付対象 頭数	交付金の額 (4/4)	交付金として			積立金から 支払われる額 (1/4)
			支払う額 (3/4)	代理受領者 への支払額	代理受領しない者 への支払額	
肉専用種	頭	円	円	円	円	円
交 雑 種						
乳 用 種						
計						
合計						

注1 交付金単価（確定）の公表後、支払いが生じる場合、該当する月の分をそれぞれ作成すること。

注2 注1の場合は、当該四半期の最終月の合計欄を記載すること。

4 代理受領分の振込先金融機関名等

- （1）金融機関名
- （2）預金の種類
- （3）口座番号
- （4）口座名義